

京都市立幼稚園保育料の減免の取扱いに関する規程の全部を次のように改正する。

平成18年3月20日

京都市長 榊本頼兼

京都市立幼稚園保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規程

京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則第2条の規定により保育料及び入園料の減額又は免除を受ける者及びその額は、次の表のとおりとする。

減 額 又 は 免 除 を 受 け る 者	保育料 (年額)	入 園 料
1 生活保護法の規定による保護を受けている者	108,000 ^円	20,000 ^円
2 当該年度に納付すべき市町村民税又は特別区民税（以下「市民税等」という。）が非課税又は均等割課税額のみとなる世帯に属する者（前項に掲げる者を除く。）	72,000	10,000
3 当該年度に納付すべき市民税等の所得割課税額（本人の属する世帯の構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。以下同じ。）が5,000円以下となる世帯に属する者	48,000	
4 当該年度に納付すべき市民税等の所得割課税額が5,000円を超え、10,000円以下となる世帯に属する者	24,000	

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)